

空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）に関する  
評価事業を実施する者の公募についての公示

令和6年4月19日  
国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）に関する評価事業を実施する者の公募について公示します。

- ※ この公募は、空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）に関する評価事業を実施する者を公募するものです。令和6年度に提案募集を行う予定の空き家対策モデル事業のソフト提案部門、ハード提案部門による補助を受けようとする事業者の募集ではありません。
- ※ 既採用の事業者から、自己都合による辞退の申出があり、再公募するものです。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）に関する評価事業

### (2) 事業目的

本事業は、空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）の実施に関する評価等を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

- ① 空き家対策モデル事業（空き家対策モデル事業）の募集及び事業周知用のウェブサイトの作成・公開、募集要領・様式の整備
- ② 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を行おうとする者からの提案の受付
- ③ 空き家に関する学識経験者等で構成する評価委員会の運営、空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を行おうとする者からの提案内容についての総合的な評価及び評価結果の国土交通省への報告、評価委員会による講評及び空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施する者の事業概要をとりまとめた一覧の作成
- ④ 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施する者に対する技術的な指導
- ⑤ 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施する者に対する中間ヒアリング、執行状況に係る適切な指導及びヒアリングや指導の状況に関する事項の国土交通省への報告

- ⑥ 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施する者の成果報告動画等のとりまとめ及び同成果報告動画等を掲載する成果報告用ウェブサイト作成
- ⑦ 空き家対策モデル事業（空き家対策総合支援事業）を実施した者の成果等についての総合的な評価及び評価結果の評価委員会及び国土交通省への報告
- ⑧ 空き家対策モデル事業を実施した取組の事例集の作成・分析（一部、現地調査を含む）・データベースの整備（過去に実施した「空き家管理等基盤強化推進事業」「先駆的空き家対策モデル事業」「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」について蓄積されたデータベースの管理・更新・改良（事業内容に応じた検索機能の強化等）も含む）
- ⑨ 特に他の地域や取組にとって参考となる優良事例に関するフォローアップ調査及び普及資料の作成
- ⑩ 上記①から⑨に係る問い合わせの対応、データの管理 等  
（事業内容の詳細については、説明書を参照）

#### （４） 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和6年5月上旬～令和7年3月25日

## 2. 評価事業を行う者の要件

本事業への参加は、次の全ての条件を満たす民間事業者等とする。

- （１） 提案内容についての総合的な評価を行う評価委員会を運営するために必要な体制、ソフト提案部門及びハード提案部門の取組に係る専門知識や技術能力（不動産、建築設計・施工その他本事業の評価に必要な専門知識及び技術能力をいう。）を有する体制を備えていること。
- （２） 評価対象となる補助事業者やその他空き家関係の業務を行っている事業者等に支配されていないこと。
- （３） 業務によって得た情報により新たな営利を得るものでないこと。
- （４） 評価事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （５） 評価事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。
- （６） 評価事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

## 3. 手続等

### （１） 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅総合整備課 住環境整備室 丹羽

電話 03-5253-8111 (内線39357) FAX 03-5253-1628

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和6年4月19日(金)から令和6年5月2日(木)まで

②場所 上記担当部局

③方法 紙媒体又は電子媒体で交付

※説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和6年5月2日(木)18時00分まで(必着)

期限までに届かなかった場合は、いかなる理由をもっても不採択となる。

②場所 上記担当部局

③方法 郵送(書留郵便に限る。正本1部、副本2部)又は電子メールにて提出すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ

(3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採択された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合は、申込書を提出する際に、その旨を申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。